

第53期 定時株主総会 招集ご通知



日時

平成29年6月29日（木曜日）午前11時



場所

広島市西区商工センター三丁目1番1号
広島サンプラザ 3階 金・銀星の間
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

目次

招集ご通知	P.1
株主総会参考書類	P.3
【決議事項】	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） 8名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） の報酬等の額決定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定 の件	
第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰 労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止 に伴う打ち切り支給の件	
第8号議案 役員賞与支給の件	
事業報告	P.19
連結計算書類	P.38
計算書類	P.41
監査報告	P.44

株主各位

広島市西区商工センター七丁目3番9号

株式会社 **本じかん**

代表取締役社長 足利 恵一

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日(水曜日)午後5時20分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 平成29年6月29日(木曜日) 午前11時

2 場 所 広島市西区商工センター三丁目1番1号
広島サンプラザ 3階 金・銀星の間
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

3 目的事項 報告事項

1. 第53期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第53期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |
| 第8号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトへ掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査役が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類、および株主総会参考書類の内容について、修正をすべき事情が生じた場合には、以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。

【当社ウェブサイト】 <http://www.ahjikan.co.jp/>

試食会のご案内

当社第53期定時株主総会の終了後、当社の事業展開についてよりよくご理解いただくため、下記のとおり当社製品の試食会を開催いたします。

つきましては、ご多忙とは存じますが、株主総会に引き続き、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）

第53期定時株主総会終了後

定時株主総会は午前11時から開催いたします。

2. 場 所 広島サンプラザ 2階 銀河の間

(広島市西区商工センター三丁目1番1号)

定時株主総会の会場は、同施設3階「金・銀星の間」でございます。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社では、株主のみなさまへ適切な利益還元を行うことを経営の重要課題と位置付けております。安定的な利益を確保し、事業規模の拡大と収益性向上の原資となる内部留保の充実に努めるとともに、配当につきましては、配当性向や配当利回りなどを指標とし、経営成績を勘案した成果配分とすることを基本方針としております。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主のみなさまの日頃のご支援にお応えいたしたく、経営成績に鑑みて、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1 配当財産の種類	金銭といたします。
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき18円（うち 普通配当12円、特別配当6円） 総 額 136,997,910円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	平成29年6月30日

2. その他剰余金の処分にに関する事項

内部留保金につきましては、企業体質の強化および今後の事業展開に備えて、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1 増加する剰余金の項目およびその額	別 途 積 立 金 800,000,000円
2 減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 800,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社が創設されました。当社は、取締役会の監督機能を強化することで、より透明性の高い経営を実現し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として「監査等委員会設置会社」へ移行するため、移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うものであります。
- (2) その他、所要の変更および条項の新設、削除に伴い条数の変更を行うものであります。
- (3) なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更部分は下線で示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 ～ 《 条 文 省 略 》	第1条 ～ 《 現 行 ど お り 》
第3条 (機 関)	第3条 (機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> 《 削 除 》 (3) <u>会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告の方法)
第5条 当社の公告は、電子公告により行う。 2 ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第5条 当社の公告は、電子公告により行う。 2 ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>第 6 条 ～ 第12条</p> <p style="text-align: center;">《 条 文 省 略 》</p>	<p>第 6 条 ～ 第12条</p> <p style="text-align: center;">《 現 行 ど お り 》</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>第13条 ～ 第14条</p> <p style="text-align: center;">《 条 文 省 略 》</p>	<p>第13条 ～ 第14条</p> <p style="text-align: center;">《 現 行 ど お り 》</p>
<p>(招集権者および議長)</p>	<p>(招集権者および議長)</p>
<p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>	<p>第15条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。</u></p>
<p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。</u></p>
<p style="text-align: center;">《 新 設 》</p>	<p>3 <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>
<p>第16条</p> <p style="text-align: center;">《 条 文 省 略 》</p>	<p>第16条</p> <p style="text-align: center;">《 現 行 ど お り 》</p>
<p>(決議の方法)</p>	<p>(決議の方法)</p>
<p>第17条</p> <p style="text-align: center;">《 条 文 省 略 》</p> <p>2 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>第17条</p> <p style="text-align: center;">《 現 行 ど お り 》</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第18条</p> <p style="text-align: center;">《 条 文 省 略 》</p>	<p>第18条</p> <p style="text-align: center;">《 現 行 ど お り 》</p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p>	<p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である者を除く。</u>）は、<u>12名以内とする。</u></p>
<p>《新設》</p>	<p>2 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、<u>5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任方法)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p>
<p>第20条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p>	<p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>2 《条文省略》</p>	<p>2 《現行どおり》</p>
<p>3 《条文省略》</p>	<p>3 《現行どおり》</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>《新設》</p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>《新設》</p>	<p>3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>《新設》</p>	<p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間</u>は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始の時までとする。</p>
<p>第22条 《条文省略》</p>	<p>第22条 《現行どおり》</p>
<p>(取締役会の招集)</p>	<p>(取締役会の招集)</p>
<p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p>	<p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第24条 《条文省略》</p>	<p>第24条 《現行どおり》</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>《新 設》</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u></p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(取締役会規則)</p>
<p>第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める限度額の範囲内で取締役会の決議により免除することができる。</p>	<p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める限度額の範囲内で取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>2 《条文省略》</p>	<p>2 《現行どおり》</p>

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会	《 削 除 》
(監査役の員数)	《 削 除 》
第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。	
(監査役の選任方法)	《 削 除 》
第30条 監査役は、株主総会において選任する。	
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(監査役の任期)	《 削 除 》
第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。	
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役)	《 削 除 》
第32条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。	
(監査役会の招集)	《 削 除 》
第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。	
2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	
(監査役会の決議方法)	《 削 除 》
第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	
(監査役会規則)	《 削 除 》
第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>《 削 除 》</p>
<p>(監査役の責任免除) 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める限度額の範囲内で取締役会の決議により免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>《 削 除 》</p>
<p>《 新 設 》 《 新 設 》</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>《 新 設 》 《 新 設 》</p>	<p>(監査等委員会の招集) 第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>《 新 設 》</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第31条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>《 新 設 》</p>	<p>(監査等委員会規則) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>第6章 計算</p> <p>第38条 ～ 第41条</p> <p>《 条 文 省 略 》</p> <p>《 新 設 》</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第33条 ～ 第36条</p> <p>《 現 行 ど お り 》</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第53期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度額の範囲内で取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第53期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。併せて、第2号議案が承認可決され、定款変更の効力発生を条件として、現任取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

1	な かに のぼる 中 谷 登	再任（在任年数：24年） 昭和23年3月21日生	所有する当社株式の数	25,400株
			取締役会出席率	100%（19/19回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和52年 4月 株式会社広島製玉（現 株式会社あじかん）入社
 平成 5年 6月 当社取締役
 平成10年 5月 当社常務取締役
 平成14年 6月 当社専務取締役
 平成22年 4月 当社代表取締役社長
 平成24年 4月 当社中国市場開発部長
 平成29年 4月 当社代表取締役会長（現任）

（重要な兼職の状況）

味堪香港有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役として、長年にわたり当社グループ全体の経営の指揮を執った実績から経営者としての豊富な経験を有しており、今後のさらなる企業価値向上への貢献が期待できることに加え、人格、見識とも優れていることから、取締役に相応しい人物と判断したことによるものです。

2	あし かが けい いち 足 利 恵 一	再任（在任年数：13年） 昭和39年12月26日生	所有する当社株式の数	28,500株
			取締役会出席率	89.5%（17/19回）

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

平成 7年10月 当社入社
 平成16年 6月 当社取締役
 平成21年 4月 当社西日本営業部長
 平成24年 4月 当社取締役副社長
 平成29年 4月 当社代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）

該当すべき事項はございません。

取締役候補者とした理由

平成29年4月から代表取締役社長に就任し、「創業の精神」のもと、当社が直面する経営課題に積極的に取り組んでおり、人格、見識とも優れていることから、取締役に相応しい人物と判断したことによるものです。

3	とよ た ふとし 豊田 太	再任 (在任年数：9年) 昭和30年4月29日生

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

昭和54年 3月 当社入社
 平成13年 6月 当社執行役員
 平成15年 4月 山東安吉丸食品有限公司出向、同公司総経理
 平成20年 4月 当社研究開発センター長
 平成20年 6月 当社取締役
 平成25年 4月 当社常務取締役
 平成29年 4月 当社専務取締役 (現任)
 同 当社生産本部長 (現任)

(重要な兼職の状況)

山東安吉丸食品有限公司 董事長
 味堪 (広州) 餐飲管理有限公司 董事長

所有する当社株式の数	6,300株
取締役会出席率	100% (19/19回)

取締役候補者とした理由

当社生産部門に長年携わった後、海外関係会社の経営に加えて研究開発部門を担当するなど豊富な経験を有しており、当社グループの事業および会社経営に関する経験と高い見識を有し、人格、見識とも優れていることから、取締役に相応しい人物と判断したことによるものです。

4	まつ おかのぶ あき 松岡 宣明	再任 (在任年数：21年) 昭和30年5月11日生

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

昭和54年 3月 当社入社
 平成 8年 6月 当社取締役
 平成14年 6月 当社営業本部長 (現任)
 平成20年 6月 当社常務取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

該当すべき事項はございません。

所有する当社株式の数	8,900株
取締役会出席率	89.5% (17/19回)

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社営業部門の担当役員として、対外的な折衝等に手腕を発揮し、幅広い人脈と広い視野での的確な判断力、経営全般に関する豊富な経験を有し、人格、見識とも優れていることから、取締役に相応しい人物と判断したことによるものです。

5	え すみとも あつ 江角 知厚	再任 (在任年数：9年) 昭和34年3月21日生

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

昭和62年 3月 当社入社
 平成13年 6月 当社執行役員
 平成15年 4月 当社業務推進本部長
 平成20年 6月 当社取締役
 平成21年 4月 当社社長室長
 平成23年 4月 当社ごぼう茶事業推進室長
 平成29年 4月 当社常務取締役 (現任)
 同 当社開発本部長 兼 ヘルスフード事業部長 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社あじかんアグリファーム 代表取締役社長

所有する当社株式の数	8,400株
取締役会出席率	94.7% (18/19回)

取締役候補者とした理由

当社の経営管理部門やヘルスフード事業部門の担当役員を歴任し、国内関係会社の経営を担うなど、ヘルスフード分野やアグリビジネスなどに深く精通するとともに、事業および会社経営に関する豊富な経験を有し、人格、見識とも優れていることから、取締役に相応しい人物と判断したことによるものです。

6	ひぐちけんじ 樋口 研治	再任 (在任年数：7年)	所有する当社株式の数	5,300株
		昭和29年3月7日生	取締役会出席率	100% (19/19回)

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

平成14年 2月 当社入社
 平成18年 4月 当社経理システム部長
 平成20年 6月 当社執行役員
 平成21年 4月 当社経営管理部長
 平成21年 7月 当社業務推進本部長 (現任)
 平成22年 6月 当社取締役
 平成29年 4月 当社常務取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

該当すべき事項はございません。

取締役候補者とした理由

長年にわたり財務および会計に係る業務に携わり、経営管理全般の豊富な業務経験と経営に関する幅広い見識を有し、人格、見識とも優れていることから、取締役に相応しい人物と判断したことによるものです。

7	たまいひろし 玉井 浩	再任 (在任年数：5年)	所有する当社株式の数	6,000株
		昭和32年6月25日生	取締役会出席率	100% (19/19回)

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

昭和53年 5月 当社入社
 平成14年11月 当社東日本エリア統括部長
 平成15年 4月 当社東日本営業部長
 平成18年 6月 当社執行役員
 平成24年 6月 当社取締役 (現任)
 平成29年 4月 当社海外事業部長 兼 海外営業部長 (現任)

(重要な兼職の状況)

該当すべき事項はございません。

取締役候補者とした理由

当社東日本および広域営業部門の担当役員を歴任し、平成29年4月からは、当社海外事業部門の担当役員を担っており、新規事業の拡大に向け、優れた洞察力や論理的考察力を活かした的確な業務運営が期待できるとともに、人格、見識とも優れていることから、取締役に相応しい人物と判断したことによるものです。

8	あしかがなおずみ 足利直純	再任 (在任年数：3年)	所有する当社株式の数	28,500株
		昭和43年5月16日生	取締役会出席率	89.5% (17/19回)

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

平成10年10月 当社入社
 平成22年 4月 当社商品企画部長
 平成24年 4月 当社執行役員
 同 当社西日本営業部長 (現任)
 平成26年 6月 当社取締役 (現任)
 平成29年 4月 当社営業本部副本部長 (現任)

(重要な兼職の状況)

該当すべき事項はございません。

取締役候補者とした理由

国内外での商品開発業務に携わり、海外関係会社の経営を担うなど、グローバルな視点での豊富な経験と幅広い知見を有し、当社事業の根幹を支える西日本営業部門の担当役員として事業拡大に大きく貢献してきたことに加え、人格、見識とも優れていることから、取締役に相応しい人物と判断したことによるものです。

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1	おおにしともゆき 大西知之	新任	昭和26年7月20日生	所有する当社株式の数	2,200株
				取締役会出席率	100% (19/19回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

平成17年 4月 株式会社広島銀行より当社出向
 平成18年 4月 当社西日本営業部長
 平成18年 6月 当社執行役員
 平成19年 8月 当社入社
 平成21年 4月 当社営業本部副本部長 兼 営業企画部長
 平成25年 4月 当社中国市場開発部長
 平成27年 6月 当社監査室長
 平成28年 6月 当社常勤監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

該当すべき事項はございません。

監査等委員である取締役候補者とした理由

金融機関に在籍した経歴を持ち、財務および会計的な見地から当社の経営に対する監視を行っていただけると判断したこと、また、当社営業部門で長年執行役員を歴任した経歴を持ち、社内にも精通していることから、監査等委員である取締役に相応しい人物と判断したことによるものです。

2	かわひらともとき 川平伴勅	社外	新任	昭和25年10月28日生	所有する当社株式の数	100株
					取締役会出席率	89.5% (17/19回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和48年 4月 株式会社広島銀行入行
 平成15年 6月 同行執行役員
 平成17年 6月 同行取締役
 平成19年 6月 同行常務取締役
 平成21年 6月 同行専務取締役
 平成24年 6月 一般財団法人ひろぎん経済研究所 理事長
 平成27年 6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

公益財団法人ひろしま美術館 常務理事 兼 副館長
 株式会社中電工 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

金融機関および調査・研究機関の経営に携わった豊富な経験と高い見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断したものであります。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

3	いなばたくや 稲葉琢也	社外	新任
		昭和30年11月26日生	

所有する当社株式の数	—
取締役会出席率	84.2% (16/19回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

昭和54年 4月 株式会社広島銀行入行
 平成16年 4月 同行海田支店長
 平成18年 4月 同行金融商品営業部長
 平成21年 4月 広島県中小企業再生支援協議会 統括責任者
 平成24年10月 株式会社広島ベンチャーキャピタル 代表取締役
 平成27年 6月 当社社外監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社Bizサポート 代表取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

長年にわたり金融機関に在籍した経歴を持ち、経営コンサルタントとしての豊富な経験をもとに、財務および会計面だけでなく幅広い見地から当社の経営に対する監視を行っていただけると期待されることから、監査等委員である取締役に相応しい人物と判断したことによるものです。

なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 川平伴勅および稲葉琢也の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 川平伴勅および稲葉琢也の両氏と当社は、「会社法」第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
4. 川平伴勅および稲葉琢也の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、平成3年6月27日開催の第27期定時株主総会において、年額200百万円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を、これまでの取締役の報酬等の額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額360百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は、8名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額36百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第7号議案

退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます白川秀喜氏ならびに監査役を退任されます山本英雄氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれ一任願いたいと存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期および方法等につきましては、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年6月1日開催の当社取締役会および監査役会において、退任取締役については取締役会の決議、退任監査役については監査役の協議により決定しております。

また、当社は平成27年5月1日開催の当社取締役会において、平成27年6月26日以降に在任する社外役員については退職慰労金支給の範囲から除外する旨の決議を行っていることから、社外監査役である山本英雄氏への支給額は、それ以前の在任期間をもとに算定しております。

退任取締役ならびに退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
白川秀喜	平成 9年 6月 当社取締役就任 平成20年 6月 当社常務取締役就任 平成24年 4月 当社専務取締役就任（現任）
山本英雄	平成 6年 6月 当社社外監査役就任（現任）

また、当社は役員報酬体系の見直しの一環として、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第3号議案および第4号議案をご承認いただいた場合に選任される取締役（社外役員を除く）中谷 登、足利恵一、豊田 太、松岡宣明、江角知厚、樋口研治、玉井 浩、足利直純、大西知之の9氏に対して、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内において打ち切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的な金額、方法等は、現任の取締役については取締役会に、現任の監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、具体的金額、方法等につきましては、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年6月1日開催の当社取締役会および監査役会において、現任の取締役については取締役会の決議、現任の監査役については監査役の協議により決定しております。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
なか 中に谷のぼる登	平成5年6月 当社取締役就任 平成10年5月 当社常務取締役就任 平成14年6月 当社専務取締役就任 平成22年4月 当社代表取締役社長就任 平成29年4月 当社代表取締役会長就任（現任）
あし 足が利恵いち	平成16年6月 当社取締役就任 平成24年4月 当社取締役副社長就任 平成29年4月 当社代表取締役社長就任（現任）
とよ 豊た田ふとし太	平成20年6月 当社取締役就任 平成25年4月 当社常務取締役就任 平成29年4月 当社専務取締役就任（現任）
まつ 松おかのぶあき明	平成8年6月 当社取締役就任 平成20年6月 当社常務取締役就任（現任）
え 江すみともあつ厚	平成20年6月 当社取締役就任 平成29年4月 当社常務取締役就任（現任）
ひ 樋ぐちけんじ治	平成22年6月 当社取締役就任 平成29年4月 当社常務取締役就任（現任）
たま 玉い井ひろし浩	平成24年6月 当社取締役就任（現任）
あし 足が利なおすみ純	平成26年6月 当社取締役就任（現任）
おお 大にしともゆき之	平成28年6月 当社常勤監査役就任（現任）

第8号議案 役員賞与支給の件

当期の業績などを勘案して、当期末時点の取締役9名（社外取締役を除く）に対し、総額31,537千円を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益および雇用・所得環境に緩やかな回復基調が見られたものの、中国をはじめとするアジア新興国や資源国の景気減速懸念に加え、英国のEU離脱問題や米国新政権の政策動向により金融資本市場が不安定な動きとなるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

食品業界におきましては、食品の安全・安心への関心が高まる中で、円高の影響により外貨建て輸入品価格は低下したものの、個人消費に足踏みが見られるなど、一定の厳しさを残した経営環境で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、『経営基盤の拡大と新事業の成長』をテーマとした第10次中期経営計画の2年目をスタートさせ、第一に「営業基盤の拡充と市場開拓」、第二に「商品の研究開発と技術開発、およびマーケティング力の強化」、第三に「利益構造の改革」、第四に「全社供給体制の強化と効率化」、第五に「経営効率・経営品質の向上」を重点施策とした取り組みを展開してまいりました。

売上高 **40,935**百万円 前連結会計年度比 **2.8%**増加 

売上高におきましては、「ちらし寿司の日」や「春・夏・秋・冬の節分」、「クリスマス」、「年末年始」など各種イベントに合わせた販売促進活動や、主要都市での展示会開催、新製品およびリニューアル品を軸とした新規開拓・深耕拡大への取り組みを図る一方、北海道、沖縄、甲信越、北陸などの新規エリアにおいて拡販体制の強化を行ってまいりました。加えて、千葉県習志野市に千葉営業所を新設（平成28年12月）するなど、販売拠点の整備も進めてまいりました。業態別では、スーパーマーケットや惣菜専門店、テイクアウト弁当店を中心に厚焼玉子などの玉子焼類や野菜加工品類、自社企画ブランド品の売上が伸張いたしました。

他方、山東安吉丸食品有限公司や愛康食品（青島）有限公司などの海外（中国）関係会社の業績も好調に推移したほか、米国、豪州、東南アジア諸国などへの輸出売上も伸張いたしました。中国国内におきましては、平成28年5月に味堪（広州）餐飲管理有限公司にて、広東省広州市にアンテナショップとしての機能も兼ね備えた飲食店「巻楽」をオープンいたしました。

また、通信販売チャネルを中心とした「ごぼう茶」ならびに関連製品の売上高につきましては、品揃えの充実を図るとともに、広報・広告宣伝をはじめとした販売促進活動の強化により需要が増加し、前連結会計年度実績を大幅に上回る結果となりました。

さらに、日本の食文化を次世代へと伝承し、当社の主力製品である巻寿司用具材の需要を広く創造するため、広報活動の一環として書籍『巻寿司のひみつ』（株式会社学研プラス発行）の作成へ協力し、全国の小学校や公立図書館などに配付いたしました。

研究開発面におきましては、顧客ニーズに対応した製品開発を強化する目的で、営業部門をはじめとした関連部門との連携を深めた研究開発を進めてまいりました。当連結会計年度におきましては、厚焼玉子の品揃えの充実に加え、ごぼう素材を中心とした野菜加工品などの新製品を市場へと投入してまいりました。

これらの結果、売上高は、40,935百万円（前連結会計年度比2.8%増加）となりました。

売上原価 **29,920**百万円 前連結会計年度比 **2.0%減少** ▲

当連結会計年度におきましては、鶏卵をはじめ、椎茸、干瓢、魚肉すり身などの当社主要原材料価格が前連結会計年度以下の水準で推移したことに加え、自社製造製品の売上高拡大などにより、高い生産稼働率を維持することができました。他方、副材料・補助材料の仕入価格が前連結会計年度に比べ高値で推移したことや、賃金引上げなどによる労務費の上昇もありましたが、省エネ活動や、生産技術力の向上による歩留まり率改善などの原価低減努力により、製造原価率は前連結会計年度以下に抑制することができました。

また、外貨建て輸入品の仕入価格につきましても、前連結会計年度に比べ円高で推移したことにより、売上原価の減少要因となりました。

なお、当連結会計年度におきましては、食品安全マネジメントシステム「ISO22000」を進化させた新たな食品安全の国際規格である「FSSC22000」を認証取得いたしました。

これらの結果、売上原価は29,920百万円（前連結会計年度比2.0%減少）となりました。

販売費及び一般管理費 **9,385**百万円 前連結会計年度比 **6.2%増加** ▲

販売費及び一般管理費につきましては、給与手当のベースアップを実施したほか、売上高の拡大に伴う物流費や販売促進費などの変動費に加え、「ごぼう茶関連事業」の広告宣伝、営業拠点の整備など次期成長拡大に繋がる戦略的経費などが増加いたしました。

この結果、販売費及び一般管理費は9,385百万円（前連結会計年度比6.2%増加）となりました。

営業利益 **1,629**百万円 前連結会計年度比 **253.3%増加** ▲ 経常利益 **1,779**百万円 前連結会計年度比 **306.6%増加** ▲

営業利益は、前連結会計年度に比べ1,168百万円増加し、1,629百万円（前連結会計年度比253.3%増加）となりました。

営業外損益面におきましては、営業外収益は、為替予約の時価評価益や持分法による投資利益などにより、241百万円（前連結会計年度比40.5%減少）となりました。

一方、営業外費用は、支払利息や為替予約の決済差損などにより、91百万円（前連結会計年度比78.7%減少）となりました。

この結果、経常利益は、1,779百万円（前連結会計年度比306.6%増加）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益 **1,101**百万円 前連結会計年度比 **370.4%増加** ▲

特別損益は、固定資産除却損の計上額が増加したことや、役員退職慰労金の支払などにより、前連結会計年度5百万円の損失（純額）から145百万円の損失（純額）へと損失が増加いたしました。

この結果、税金等調整前当期純利益は、1,633百万円（前連結会計年度比277.7%増加）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,101百万円（前連結会計年度比370.4%増加）となりました。

■ 製商品別売上高 ■

製品売上高につきましては、当社グループの主力製品である玉子焼類や味付かんぴょう・しいたけ類、その他に分類される焙煎ごぼう茶、自社企画ブランド品が年間を通じ好調に推移した結果、30,499百万円（前連結会計年度比4.6%増加）となりました。

他方、商品売上高につきましては、常温食品は前連結会計年度をやや上回る実績となったものの、冷凍・冷蔵食品を中心に需要が減少し、10,436百万円（前連結会計年度比2.2%減少）となりました。

区 分	第52期（前連結会計年度）		第53期（当連結会計年度）		前連結会計 年度比 (%)
	金 額 (百万円)	構成比率 (%)	金 額 (百万円)	構成比率 (%)	
玉 子 焼 類	12,476	31.3	12,792	31.2	102.5
味付かんぴょう・しいたけ類	3,171	8.0	3,327	8.1	104.9
蒲 鉾 類	1,923	4.8	1,893	4.6	98.5
自 社 企 画 ブ ラ ン ド 品	7,841	19.7	8,107	19.8	103.4
そ の 他	3,746	9.4	4,378	10.8	116.9
製 品 計	29,159	73.2	30,499	74.5	104.6
常 温 食 品	2,396	6.0	2,431	5.9	101.5
冷 凍 ・ 冷 蔵 食 品	8,252	20.7	7,982	19.5	96.7
そ の 他	19	0.1	22	0.1	113.1
商 品 計	10,668	26.8	10,436	25.5	97.8
合 計	39,827	100.0	40,935	100.0	102.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

■ 地域別売上高 ■

地域別に見ますと、西日本エリアにおきましては、中食市場への深耕開拓や沖縄地区での新規開拓を進めるとともに、各種イベントに合わせた販売活動などを積極的に行ってまいりました。この結果、販売・価格競争などもありましたが、売上高は19,112百万円（前連結会計年度比0.2%増加）となりました。

東日本エリアにおきましては、新製品やリニューアル品を軸にスーパーマーケットやコンビニエンスストアに向けての取り組みを強化するとともに、平成25年5月に開設いたしました札幌駐在所（現札幌出張所）などでの新規開拓に加え、甲信越や北陸地方など新規エリアでの販売体制をさらに強化してまいりました。また、平成28年12月には、千葉県習志野市へ物流機能を備えた千葉営業所を開設するなど、関東エリアの販路拡大に向けた整備を行ってまいりました。これらの結果、売上高は19,151百万円（前連結会計年度比1.0%増加）となりました。

その他におきましては、通信販売を中心とした焙煎ごぼう茶の売上が好調に推移したことや、輸出売上、中国国内販売が増加した結果、2,671百万円（前連結会計年度比48.9%増加）となりました。

区 分	第52期（前連結会計年度）		第53期（当連結会計年度）		前連結会計年度比（%）
	金額（百万円）	構成比率（%）	金額（百万円）	構成比率（%）	
西 日 本 エ リ ア	19,065	47.9	19,112	46.7	100.2
東 日 本 エ リ ア	18,967	47.6	19,151	46.8	101.0
そ の 他	1,794	4.5	2,671	6.5	148.9
合 計	39,827	100.0	40,935	100.0	102.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は963百万円（建設仮勘定を除く本勘定振替ベース）であり、その主なものは次のとおりであります。

部門区分	設備の内容	金額 (百万円)	
当 社	営業所・営業部門	事務所（千葉営業所）、冷凍・冷蔵設備 他	121
	広島工場	ロール玉子焼焼成機 他	123
	鳥栖工場	厚焼玉子焼成機 他	60
	守谷工場	スパイラル冷凍・冷却器 他	44
	静岡工場	リフトスチーマー 他	144
	ごぼう茶加工場	ティーバッグ包装ライン 他	23
	開発部門	玉子焼焼成機（テスト機） 他	39
	全 部 門	プログラムソフトの取得 他	21

③ 資金調達の状況

設備投資につきましては、自己資金・借入金・リース調達で賅っており、当連結会計年度において重要な資金調達はありません。

④ 対処すべき課題

第10次中期経営計画においては、会社を取り巻く外部環境・内部環境の変化への対応を加味しつつ、以下の重点施策を推進しております。

- ① 営業基盤の拡充と市場開拓
 - a. 既存市場のシェア・アップ
 - b. 国内新規市場開拓、中国国内市場開拓、海外販売拡大
 - c. ごぼう事業、ヘルスフード事業の拡充
- ② 商品の研究開発と技術開発、およびマーケティング力の強化
 - a. 玉子焼、魚肉すり身加工品の競争力向上
 - b. さらなる新基軸製品、新規事業向け製品の開発
 - c. 中国生産品の競争力向上
- ③ 利益構造の改革
 - a. 営業粗利率の改善
 - b. 製造原価・仕入原価のさらなる低減
 - c. 販売管理費比率の抑制
 - d. 営業所の損益分岐点の引き下げ
 - e. 経営ロスコストの削減
- ④ 全社供給体制の強化と効率化
 - a. 生産・物流体制の整備
 - b. エリア販売体制と物流体制の再編
 - c. 全社供給体制の最適化
- ⑤ 経営効率・経営品質の向上
 - a. あじかんブランド品の品質管理体制強化
 - b. 販売システムの再構築
 - c. 採算管理力の向上

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑤ 財産および損益の状況の推移

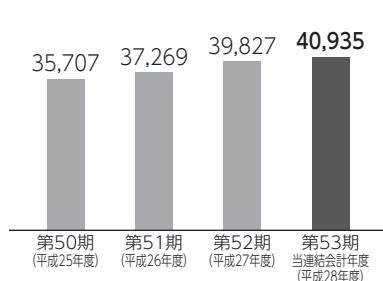
① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第50期 (平成25年度)	第51期 (平成26年度)	第52期 (平成27年度)	第53期 (当連結会計年度) (平成28年度)
売 上 高 (百万円)	35,707	37,269	39,827	40,935
経 常 利 益 (百万円)	269	530	437	1,779
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	79	250	234	1,101
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	10.43	32.89	30.75	144.66
総 資 産 (百万円)	18,232	18,659	18,557	19,976
純 資 産 (百万円)	9,608	10,079	10,143	11,077

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

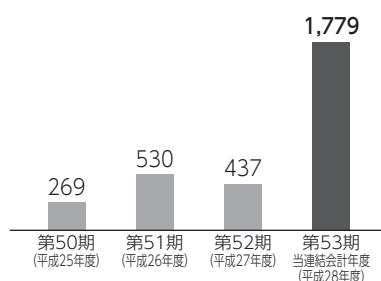
■ 売上高

(単位：百万円)



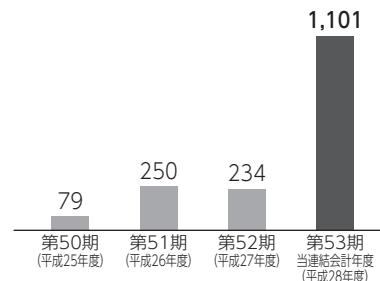
■ 経常利益

(単位：百万円)



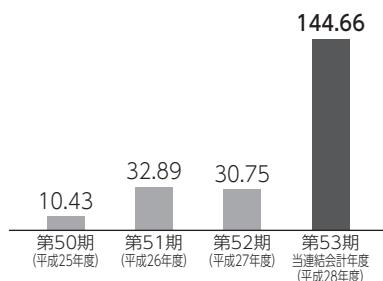
■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



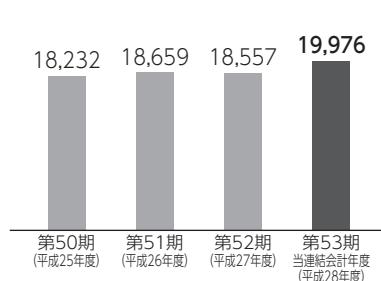
■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



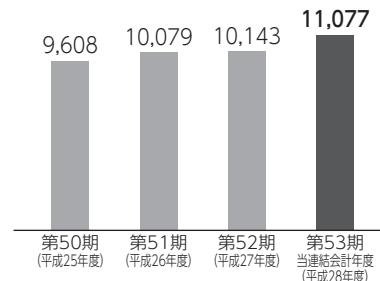
■ 総資産

(単位：百万円)



■ 純資産

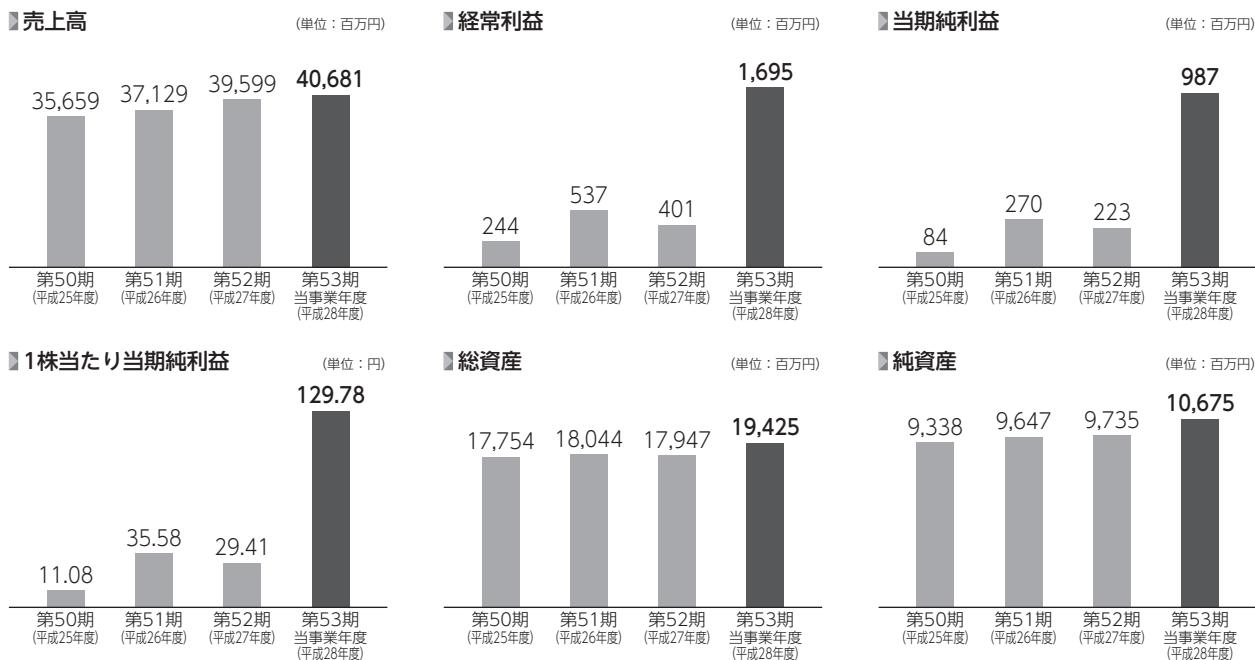
(単位：百万円)



② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第50期 (平成25年度)	第51期 (平成26年度)	第52期 (平成27年度)	第53期 (当事業年度) (平成28年度)
売 上 高 (百万円)	35,659	37,129	39,599	40,681
経 常 利 益 (百万円)	244	537	401	1,695
当 期 純 利 益 (百万円)	84	270	223	987
1株当たり当期純利益 (円)	11.08	35.58	29.41	129.78
総 資 産 (百万円)	17,754	18,044	17,947	19,425
純 資 産 (百万円)	9,338	9,647	9,735	10,675

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。



⑥ 重要な親会社および子会社の状況（平成29年3月31日現在）

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社あじかんアグリファーム	30,000千円	100.0%	農産物の生産、販売
山東安吉丸食品有限公司	5,354千米ドル	100.0%	食品製造、販売
味堪香港有限公司	7,700千香港ドル	100.0%	酒類・食品の輸出入、卸売
味堪（広州）餐飲管理有限公司	6,500千人民元	100.0% (100.0%)	酒類・食品の輸入、卸売

(注) 1. 当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

2. 連結子会社は上記の4社ですが、持分法適用関連会社として平成17年に設立した愛康食品（青島）有限公司があります。

⑦ 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、鶏卵加工製品・野菜加工製品・水産練製品・その他食品の製造、販売、および卸売、農産物の生産、販売を主な事業としております。

取扱品は次のとおりであります。

区分	主要製商品
製造、販売	玉子焼、味付かんぴょう、味付しいたけ、かに風味蒲鉾、中具、おぼろ、野菜煮物、ごぼう茶など
卸売	海苔、食用油、生姜、揚げ、調味料、水産加工品、調理冷凍食品などの業務用食品、酒類
農産物の生産、販売	ごぼうなど

⑧ 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

① 当 社

本 社	広島市西区商工センター七丁目3番9号
営 業 所	西日本営業部 広島、呉、福山、徳山（周南市）、山口、米子、岡山、鳥取、姫路、松山、新居浜（西条市）、宇和島、高松、徳島、高知、大分、北九州、福岡、鳥栖、熊本、鹿児島、長崎、宮崎
	東日本営業部 仙台、埼玉（上尾市）、柏、千葉（習志野市）、東京（江戸川区）、西多摩（羽村市）、相模原、横浜、静岡、名古屋、大阪（摂津市）、大阪南（泉大津市）、神戸
工 場	広島、鳥栖、守谷、静岡（島田市）

② 子会社

株式会社あじかんアグリファーム	本社：広島市
山東安吉丸食品有限公司	本社：中華人民共和国
味 堪 香 港 有 限 公 司	本社：中華人民共和国 香港特別行政区
味堪（広州）餐飲管理有限公司	本社：中華人民共和国

⑨ 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
762名	29名増

(注) 従業員数にはパートタイマーおよび臨時雇用の者は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
680名	27名増	42.7歳	15.5年

(注) 従業員数にはパートタイマーおよび臨時雇用の者は含まれておりません。

10 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高(千円)
株式会社広島銀行	1,180,000
株式会社山口銀行	535,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	300,000
株式会社みずほ銀行	270,000
株式会社商工組合中央金庫	146,000
株式会社伊予銀行	100,000
株式会社もみじ銀行	100,000
株式会社西日本シティ銀行	100,000
株式会社山陰合同銀行	100,000

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,700,000株 (うち自己株式89,005株)
- ③ 株主数 3,395名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社足利興産	1,934,700	25.4
あじかん三栄持株会	664,300	8.7
株式会社広島銀行	363,000	4.8
あじかん株式持株会	290,100	3.8
株式会社山口銀行	214,500	2.8
株式会社三菱東京UFJ銀行	192,500	2.5
明治安田生命保険相互会社	158,000	2.1
西川ゴム工業株式会社	150,000	2.0
広島海苔株式会社	139,500	1.8
共栄火災海上保険株式会社	132,000	1.7

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	なか たに のぼる 中 谷 登	監査室 担当 山東安吉丸食品有限公司 董事長 味堪香港有限公司 董事長 味堪（広州）餐飲管理有限公司 董事長
取締役副社長	あし かが けい いち 足 利 恵 一	社長補佐 担当
専務取締役	しら かわ ひで き 白 川 秀 喜	生産本部、環境・品質保証部、ロジスティクス部 担当
常務取締役	まつ おか のぶ あき 松 岡 宣 明	営業本部 担当
常務取締役	とよ た ふとし 豊 田 太	研究開発センター、海外関係会社 担当
取締役	え すみ とも あつ 江 角 知 厚	ごぼう事業推進室、国内関係会社 担当 株式会社あじかんアグリファーム 代表取締役社長
取締役	ひ ぐち けん じ 樋 口 研 治	業務推進本部、内部統制 担当
取締役	たま い ひろし 玉 井 浩	東日本営業部、広域営業部 担当
取締役	あし かが なお ずみ 足 利 直 純	西日本営業部 担当
取締役	かわ ひら とも ととき 川 平 伴 勅	公益財団法人ひろしま美術館 常務理事 兼 副館長 株式会社中電工 社外監査役
常勤監査役	おお にし とも ゆき 大 西 知 之	
監査役	やま もと ひで お 山 本 英 雄	加藤・山本法律事務所 弁護士
監査役	いな ば たく や 稲 葉 琢 也	株式会社ビズサポート 代表取締役

- (注) 1. 取締役 川平伴勅氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 山本英雄および稲葉琢也の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 川平伴勅氏は、平成24年6月まで株式会社広島銀行の役員でありました。また、監査役 稲葉琢也氏は、平成21年3月まで株式会社広島銀行の使用者でありました。株式会社広島銀行は、当社の主要取引銀行であります。
 4. 取締役 川平伴勅および監査役 稲葉琢也の両氏は、長年にわたり、金融機関に在籍した経歴を持つなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 取締役 川平伴勅氏、監査役 山本英雄氏および同 稲葉琢也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
- ① 平成28年6月29日開催の第52期定時株主総会におきまして、監査役に大西知之氏が新たに選任され就任いたしました。
- ② 平成28年6月29日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、取締役 足利政春氏が任期満了により退任および監査役 原本 学氏が辞任により退任されました。
7. 当事業年度末日以降の取締役の異動
- ① 平成29年4月1日付で、次のとおり取締役の地位の変更がありました。

氏名	異動後	異動前
中谷 登	代表取締役会長	代表取締役社長
足利 恵一	代表取締役社長	取締役副社長
豊田 太	専務取締役	常務取締役
江角 知厚	常務取締役	取締役
樋口 研治	常務取締役	取締役

- ② 平成29年4月1日付で、次のとおり取締役の担当の変更がありました。

氏名	異動後	異動前
中谷 登	—	監査室 担当
足利 恵一	監査室 担当	社長補佐 担当
白川 秀喜	—	生産本部、環境・品質保証部、ロジスティクス部 担当
豊田 太	生産本部、環境・品質保証部 担当	研究開発センター、海外関係会社 担当
松岡 宣明	営業本部、ロジスティクス部 担当	営業本部 担当
江角 知厚	開発本部、ヘルスフード事業部、国内関係会社 担当	ごぼう事業推進室、国内関係会社 担当
玉井 浩	海外事業部、海外関係会社 担当	東日本営業部、広域営業部 担当

- ③ 平成29年4月3日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の変更がありました。

氏名	異動後	異動前
中谷 登	味堪香港有限公司 董事長	山東安吉丸食品有限公司 董事長 味堪香港有限公司 董事長 味堪（広州）餐飲管理有限公司 董事長
豊田 太	山東安吉丸食品有限公司 董事長 味堪（広州）餐飲管理有限公司 董事長	—

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役1名および社外監査役2名は、「会社法」第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (1名)	215,948千円 (4,050千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	16,665千円 (8,040千円)
合 計	15名	232,613千円

- (注) 1. 上記には、平成28年6月29日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名の在任中の報酬等の総額が含まれております。
2. 報酬等の総額には、当事業年度の業績に対する役員賞与として支払う予定の31,537千円を含んでおります。
3. 報酬等の総額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金として費用計上した25,825千円を含んでおります。
4. 上記のほか、平成28年6月29日開催の第52期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- | | | |
|-------|----|-----------|
| 退任取締役 | 1名 | 301,632千円 |
| 退任監査役 | 1名 | 600千円 |

④ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
取締役	川 平 伴 勅	公益財団法人ひろしま美術館 常務理事 兼 副館長 株式会社中電工 社外監査役
監査役	山 本 英 雄	加藤・山本法律事務所 弁護士
	稲 葉 琢 也	株式会社ビズサポート 代表取締役

(注) 川平伴勅、山本英雄、稲葉琢也の各氏の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	川平 伴 勅	当事業年度中に開催された取締役会19回中17回に出席し、豊富な経験と高い見識をもとに経営全般にわたって助言・提言を行っております。また、当事業年度中に開催された監査役会15回中12回に出席し、情報の共有や必要な意見交換を行っております。
監査役	山本 英雄	当事業年度中に開催された取締役会19回中17回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度中に開催された監査役会15回全てに出席し、法務の見地から適宜必要な発言を行っております。
	稲葉 琢也	当事業年度中に開催された取締役会19回中16回に出席し、主に財務・会計的な見地から公正な意見の表明を行うとともに、社外の経験と良識に基づいた客観的な視点からの意見具申を行っております。また、当事業年度中に開催された監査役会15回中14回に出席し、財務・会計的な見地から適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ・当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会はその決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。
- ・当社監査役会は、会計監査人が「会社法」第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任した理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「会社法」第362条および「会社法施行規則」第100条に基づき、次のとおり「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

株式会社あじかん（以下、当社といたします）は、法令および定款を遵守するとともに業務の適正および財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを整備し、その強化・充実に努めます。

① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「社是」「経営理念」のもと、取締役・従業員が守るべき基本ルールを「あじかん倫理綱領」として制定し、法令・定款・企業倫理・社内規則などの遵守を確保するための啓蒙を継続的に行います。

定例取締役会を月1回開催し、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための体制を確保します。

重要な法的課題やコンプライアンスに関する事項などで業務執行上疑義が生じた場合は、適宜、弁護士や公認会計士などの専門家に相談し、助言を求めます。

また、社内外者からの相談や通報に対応するため「企業倫理ホットライン」を設置し、運用にあたっては公益通報者保護法を遵守します。

当社は、社会的な秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力との関わりを一切持ちません。万が一、当社がこのような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、組織的にも毅然とした態度で対応します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および「取締役会規則」「稟議基準」「文書管理規程」などの社内規定に基づき、取締役の職務執行や意思決定に関する記録を作成保存します。

また、「情報セキュリティ管理規程」「情報システム管理規程」を制定し、責任体制を明確化するとともに、情報漏洩・改ざんおよびコンピュータネットワークの破壊や不正使用などが発生しないよう、適切な保護対策を実施します。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社的事業継続システムを体系的に定めた「事業継続管理規程」を制定します。

各部門においては、個々のリスクを継続的に監視するとともに、マニュアルの作成やシミュレーション訓練などの実施により損失危機の未然防止に努めます。

万が一、損失危機が発生した場合は、社長が本部長を務める緊急対策本部を設置し、損失の軽減化と短期間での回復に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役・従業員の役割分担や職務分掌を明確にする「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」を制定します。

経営戦略や経営上の重要課題、経営方針を審議する機関として経営審議会を設置し、取締役会の意思決定を補佐します。

業務の運営にあたっては、全社および各部門の中期および単年度の目標値を策定し、その業績管理を実施するため実績検討会（PL会議）を設置します。

また、監査室を中心に内部監査を計画的に実施し、事業活動全般の管理・運営制度および業務の遂行状況を会社財産の保全および経営効率向上の観点から検討・評価し、かつ改善を促します。

⑤ 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社に対して経営上の重要事項の承諾手続きおよび定期的な業務執行状況・財務状況などの報告が適正に行われるよう「関係会社管理規程」「関係会社関連業務運営基準」を制定します。

当社とグループ会社は、四半期毎に連絡会議を開催し、当社は各グループ会社の経営上の重要事項や経営管理体制・業務執行状況について適時報告を受けるとともに適切な助言・指導を行い、当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備に努めます。

当社の監査室は定期的な内部監査の対象として、グループ会社の事業活動全般を法令遵守および経営効率向上ならびに損失の危機管理などの観点から検討・評価し、かつ改善を促します。

⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制

当社は、監査役の職務を補助すべき従業員が必要と判断した場合は、補助従業員を設置し、その人事については監査役の意見を尊重します。

なお、補助従業員は、監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの独立性ならびに指示の実効性を確保します。

⑦ 監査役への報告体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役に対して、取締役会・経営審議会・関係会社連絡会議をはじめとする重要会議への出席を求めるほか、当社およびグループ会社に係る法定の報告事項に加えて、経営に影響を及ぼす重要事項の発生あるいは取締役の決定内容、監査室などが行う内部監査の結果、公益通報などにより発覚した、取締役・従業員の不正行為や法令・定款違反行為の内容などについて報告します。

また、代表取締役との定期的な会合のほか、当社およびグループ会社の取締役および各部門責任者に対する必要な調査・報告などの要請を応諾するとともに、監査の実効性を高めることを目的として、弁護士、公認会計士、監査室との緊密な連携が図れる体制を整備します。

当社およびグループ会社は、監査役への本条の報告を理由に当該報告者に対する不利益な取扱いを禁止します。

なお、監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じます。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、経理規定類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制規程」を制定します。

また、経営審議会において、内部統制の整備・運用状況を定期的に総括し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理するとともに、予防および牽制機能を整備・運用し、自己点検や内部監査人による評価などを通じて不備が検出されたときは、速やかに是正していく体制を整備します。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

「内部統制システムの基本方針」に基づいた業務の適正を確保するための運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組み

当社は、取締役・従業員が守るべき基本ルールを「倫理綱領」にまとめ、それを記した携帯カードを配付して当社の一員としての自覚と誇りをもって行動するよう指導するとともに、社内報などへコンプライアンスに関する情報を掲載するなど、継続的な啓蒙活動を行うことで、一人ひとりの意識の向上に努めております。

定例取締役会を月一回開催し、取締役が相互に職務執行の適正性を監視しております。

また、当社の事業活動全般に関連する法令の改正状況を定期的に確認し、その対応状況を取りまとめ、半期に一回、経営審議会に報告することで、法令への適合性を確保するとともに、取締役がその状況を常に把握することに努めております。

財務報告の信頼性確保に向けては、「財務報告に係る内部統制規程」の規定に沿って、その整備・運用状況を定期的に総括して経営審議会に報告し、不正や誤謬が発生するリスクを管理しております。

② 業務の適正性および職務執行が効率的に行われるための取り組み

業務の運営にあたっては、全社および各部門の中期および単年度の目標値を策定し、その業績管理を実施するため、月一回の実績検討会（PL会議）を開催し、進捗管理や軌道修正などを行っております。

また、当社とグループ会社は、四半期毎に連絡会議を開催し、グループ会社から経営上の重要事項や管理体制・業務執行状況について報告を受けるとともに、適宜、適切な助言・指導を行っております。

監査室を中心にグループ会社を含め計画的に内部監査を実施し、事業活動全般の管理・運営制度および職務の執行状況を会社財産の保全および経営効率向上の観点から検討・評価し、必要に応じて改善を促しております。

③ 監査役の監査が実効的に行われるための取り組み

当社は、監査役に対し、取締役会や経営審議会、関係会社連絡会議をはじめとする重要会議への出席を求め、経営に影響を及ぼす重要な事項について報告するとともに、当社およびグループ会社の取締役および各部門責任者は、監査役からの必要な調査・報告などの要請に応諾することで、監査が実効的に行われるための環境を整備しております。

また監査役は、代表取締役との定期的な会合のほか、社外取締役との意見交換の場を設定するとともに、必要に応じて弁護士や公認会計士、監査室との綿密な連携を図りながら監査の実効性を高めております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	10,009,424	流動負債	7,950,706
現金及び預金	1,627,786	支払手形及び買掛金	2,791,778
受取手形及び売掛金	4,902,736	短期借入金	2,489,000
商品及び製品	2,129,425	未払法人税等	478,406
仕掛品	6,479	賞与引当金	284,000
原材料及び貯蔵品	940,652	役員賞与引当金	35,636
繰延税金資産	128,373	リース債務	50,011
その他	285,716	その他	1,821,873
貸倒引当金	△11,746	固定負債	948,524
固定資産	9,967,190	長期借入金	442,000
有形固定資産	8,086,337	役員退職慰労引当金	253,219
建物及び構築物	1,883,098	退職給付に係る負債	113,781
機械装置及び運搬具	1,471,201	資産除去債務	52,955
工具、器具及び備品	392,603	繰延税金負債	21,366
土地	3,371,100	リース債務	63,701
リース資産	64,077	その他	1,500
建設仮勘定	904,254	負債合計	8,899,231
無形固定資産	97,440	【純資産の部】	
リース資産	24,184	株主資本	10,588,133
ソフトウェア	42,917	資本金	1,102,250
その他	30,338	資本剰余金	1,098,990
投資その他の資産	1,783,412	利益剰余金	8,451,254
投資有価証券	934,615	自己株式	△64,361
その他	887,475	その他の包括利益累計額	489,251
貸倒引当金	△38,678	その他有価証券評価差額金	298,336
資産合計	19,976,615	繰延ヘッジ損益	10,063
		為替換算調整勘定	222,190
		退職給付に係る調整累計額	△41,339
		純資産合計	11,077,384
		負債・純資産合計	19,976,615

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		40,935,890
売 上 原 価		29,920,653
売 上 総 利 益		11,015,237
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,385,320
営 業 利 益		1,629,916
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,594	
受 取 配 当 金	19,661	
長 期 為 替 予 約 評 価 益	118,982	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	53,188	
そ の 他	46,593	241,021
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,380	
為 替 差 損	39,960	
そ の 他	28,256	91,596
経 常 利 益		1,779,340
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,230	6,230
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	13,049	
役 員 退 職 慰 労 金	138,816	151,865
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,633,706
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	527,455	
法 人 税 等 調 整 額	5,203	532,658
当 期 純 利 益		1,101,047
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,101,047

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,102,250	1,098,990	7,441,539	△64,300	9,578,479
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△91,332		△91,332
親会社株主に帰属する当期純利益			1,101,047		1,101,047
自己株式の取得				△61	△61
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	1,009,715	△61	1,009,654
当連結会計年度末残高	1,102,250	1,098,990	8,451,254	△64,361	10,588,133

	その他の包括利益累計額					純資産合計	
	その他有価証券 評価差額金	繰上損	延シ 益	為替換 算定 調整勘 定	退職給付 に係る 調整累計額		その他の 包括利益 累計額合計
当連結会計年度期首残高	285,171	△20,058		369,084	△68,898	565,298	10,143,777
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△91,332
親会社株主に帰属する当期純利益							1,101,047
自己株式の取得							△61
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	13,164	30,122	△146,893	27,559	△76,047	△76,047	△76,047
当連結会計年度変動額合計	13,164	30,122	△146,893	27,559	△76,047	△76,047	933,606
当連結会計年度末残高	298,336	10,063	222,190	△41,339	489,251	11,077,384	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	9,368,190	流動負債	7,842,901
現金及び預金	1,385,902	支払手形	108,910
受取手形	32,096	買掛金	2,638,673
商品及び製品	4,860,975	短期借入金	2,100,000
仕掛品	2,019,978	一年以内返済予定長期借入金	389,000
原材料及び貯蔵品	6,479	未払金	920,452
前払費用	609,795	未払法人税等	469,305
繰延税金資産	72,355	未払消費税等	197,026
その他の当座預金	144,256	賞与引当金	364,764
貸倒引当金	248,253	役員賞与引当金	284,000
	△11,903	繰上り金	35,636
固定資産	10,057,298	繰上りの負債	50,011
有形固定資産	7,601,626	固定負債	907,185
建物	1,552,852	長期借入金	442,000
構築物	83,429	退職給付引当金	54,334
機械及び装置	1,254,483	役員退職慰労引当金	253,219
車両運搬具	2,627	資産除去債務	52,955
工具、器具及び備品	373,593	繰上り金	63,701
土地	3,371,100	繰上り税金負債	39,473
リース資産	64,077	繰上りの負債	1,500
建設仮勘定	899,462	負債合計	8,750,086
無形固定資産	67,102	【純資産の部】	
リース資産	24,184	株主資本	10,367,002
ソフトウェア	42,917	資本金	1,102,250
投資その他の資産	2,388,569	資本剰余金	1,098,990
投資有価証券	934,615	資本準備金	1,098,990
関係会社株	30,000	利益剰余金	8,230,123
関係会社出資	111,355	利益準備金	200,812
長期前払費用	956,975	その他利益剰余金	8,029,311
保険積立	1,121	別途積立金	6,889,000
敷金の	67,676	繰上り利益剰余金	1,140,310
その他の	198,054	自己株式	△64,361
貸倒引当金	127,449	評価・換算差額等	308,399
	△38,678	その他有価証券評価差額金	298,336
資産合計	19,425,488	繰上りヘッジ損益	10,063
		純資産合計	10,675,402
		負債・純資産合計	19,425,488

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		40,681,965
売 上 原 価		29,921,599
売 上 総 利 益		10,760,365
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,187,850
営 業 利 益		1,572,515
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	45,867	
長 期 為 替 予 約 評 価 益	118,982	
そ の 他	46,282	211,133
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,380	
為 替 差 損	49,042	
そ の 他	15,422	87,844
経 常 利 益		1,695,803
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,230	6,230
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12,244	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	73,663	
役 員 退 職 慰 労 金	138,816	224,724
税 引 前 当 期 純 利 益		1,477,310
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	495,511	
法 人 税 等 調 整 額	△5,963	489,547
当 期 純 利 益		987,762

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	その他利益剰余金		利益剰余金計
		資本準備金	資本剰余金計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,102,250	1,098,990	1,098,990	200,812	6,739,000	393,880	7,333,693
当期変動額							
別途積立金の積立					150,000	△150,000	—
剰余金の配当						△91,332	△91,332
当期純利益						987,762	987,762
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	150,000	746,429	896,429
当期末残高	1,102,250	1,098,990	1,098,990	200,812	6,889,000	1,140,310	8,230,123

	株主資本		評価・換算差額等			純資産計
	自己株式	株主資本計	その他 評価差額金	繰上 延シ 益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△64,300	9,470,633	285,171	△20,058	265,112	9,735,746
当期変動額						
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△91,332				△91,332
当期純利益		987,762				987,762
自己株式の取得	△61	△61				△61
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			13,164	30,122	43,286	43,286
当期変動額合計	△61	896,368	13,164	30,122	43,286	939,655
当期末残高	△64,361	10,367,002	298,336	10,063	308,399	10,675,402

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 あじかん
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 下 西 富 男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 尾 崎 更 三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社あじかんの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あじかん及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 あじかん
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 下 西 富 男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾 崎 更 三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あじかんの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担などを定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担などに従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類などを閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の役員等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）などに従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）、ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
平成29年5月12日

株式会社あじかん 監査役会

常勤監査役	大	西	知	之	㊞
監査役（社外監査役）	山	本	英	雄	㊞
監査役（社外監査役）	稲	葉	琢	也	㊞

以上

株主総会会場のご案内図

会場

広島市西区商工センター三丁目1番1号
広島サンプルザ 3階 金・銀星の間
TEL (082) 278-5000



交通のご案内

- JR新井口駅から徒歩5分
- 広電(宮島線) 商工センター入口電停から徒歩5分
- アルパークバスセンターから徒歩3分



〒733-8677
広島市西区商工センター七丁目3番9号
TEL (082) 277-7010



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。